

現 行
<p style="text-align: center;">兵庫県居宅介護従業者養成研修等事業者指定要綱</p> <p>3 指定の要件</p> <p>知事は、事業の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び事業の内容が、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす場合に限り、指定するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 講義を<u>通信の方法</u>によって行う場合は、次の基準に適合していること。</p> <p>ア 添削指導及び面接指導により適切な指導が行われること。</p> <p>イ 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。</p> <p>ウ 面接指導の時間数は、基礎研修課程に係るものにあつては3以上、重度訪問介護追加課程、重度訪問介護統合課程、重度訪問介護行動障害課程、同行援護応用課程及び行動援護課程にあつては1以上であること。</p> <p>エ <u>面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。</u></p>

改 正 案
<p style="text-align: center;">兵庫県居宅介護従業者養成研修等事業者指定要綱</p> <p>3 指定の要件</p> <p>知事は、事業の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び事業の内容が、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす場合に限り、指定するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 講義を<u>オンラインその他の通信の方法</u>によって行う場合は、次の基準に適合していること。</p> <p><u>ア 研修をオンライン（同時双方型又はオンデマンド型）によって行う場合には、対面の方法によって行う研修に相当する効果が得られ、終了時に受講生が修得している知識や技術が同等であること。なお、オンラインの実施形態に応じて以下に留意すること。</u></p> <p><u>(ア) 同時双方型（ライブ配信方式）で実施する場合には、講師に対する研修受講者の質問の機会が確保できていることなど、双方向のやりとりができるようにすること。</u></p> <p><u>(イ) オンデマンド型（インターネット配信方式等）によって実施する場合には、添削指導、面接指導等による十分な指導を合わせて行うこと。</u></p> <p>イ <u>講義をオンラインその他の通信の方法（オンラインの場合は同時双方型を除く）によって行う場合は、次の基準に適合していること。なお、オンライン（同時双方型）で行う場合には、講師に対する質問の機会等が確保されていることから、次に掲げる基準に適合するものとして差し支えない。</u></p> <p>ア 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。</p> <p>イ 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。</p> <p>ウ 面接指導の時間数は、基礎研修課程に係るものにあつては3以上、重度訪問介護追</p>

現 行

(10) (略)

4 指定の申請

指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として受講者の募集を開始する2月前までに、居宅介護従業者養成研修等事業者指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

ただし、(6)及び(7)の書類については、初回申請時を除き、内容に変更がない場合は省略することができる。

(1) ～ (8) (略)

なお、講義を通信の方法によって行う場合は、(1)から(8)に定める書類に加え、「添削指導に関する問題形式一覧及び添削指導日程（様式第5号）」及び添削指導に関する問題集、解答

改 正 案

加課程、重度訪問介護統合課程、重度訪問介護行動障害課程、同行援護応用課程及び行動援護課程にあつては1以上であること。

ウ 実技を学ぶ演習や実習の科目については、対面で実施すること。なお、実技以外を学ぶ演習については、対面のほか、オンライン（同時双方型）にて実施することができる。また、この場合には、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(ア) グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うなど、受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採用すること。

(イ) 講師による受講生へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。

(ウ) 演習を実施するグループを構成する受講生数は、討議や話し合いができる適切な人数を単位とすること。

(エ) 担当する講師等が研修受講生に対し、演習への主体的・積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（通信環境へ接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと）。

エ 研修受講者には障害のある人もいることから、研修が受けやすくなるよう、研修受講機会の確保や研修環境等について配慮を行うよう努めること。

(10) (略)

3 指定の要件

指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として受講者の募集を開始する2月前までに、居宅介護従業者養成研修等事業者指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

ただし、(6)及び(7)の書類については、初回申請時を除き、内容に変更がない場合は省略することができる。

(1) ～ (8) (略)

なお、講義をオンラインその他の通信の方法によって行う場合は、(1)から(8)に定める書類に加え、「添削指導に関する問題形式一覧及び添削指導日程（様式第5号）」及び添削指導

現 行

用紙及びその模範解答集を添付すること。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月4日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月9日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する事業より適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

改 正 案

に関する問題集、解答用紙及びその模範解答集を添付すること。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月4日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月9日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する事業より適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。